

12月3日～12月9日は『障害者週間』

～誰もが安心して健やかに暮らせる
福祉のまちの実現を目指して～

▽問い合わせ先Ⅱ地域福祉課（☎内線187）

12月3日～12月9日は「障害者週間」です。この期間は障がいのある人への社会参画と周囲の理解をより進める期間です。

障がいのあるないにかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちにするためには、互いの人格と個性を尊重し、支え合うことが大切です。

■『約2,300人』

平成30年3月末現在、市内で障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を所有している人数です。大船渡市では、およそ16人に1人が障害者手帳を持っていることになります。

『16人に1人』という想像していたよりも多く感じませんか。日常生活のさまざまな場面で、障がいのある人と触れ合う場面は多くあります。障がいに対する思い込みをなくし、その個性を理解する

ことができる福祉のまちづくりを目指しましょう。

■『障がい』の種類

『障がい』と一言で言っても、肢体不自由、視覚障がい、聴覚・言語障がい、内部障がいといった身体の障がいのほか、知的機能の発達に遅れがある知的障がい、精神疾患などによる精神障がいなど、種類や程度はその人によってさまざまです。

ペースメーカーを付けている内部障がいなど、外見では分からない障がいもあり、障がいのある人にとって、そのことを周囲に伝えることは難しい場合もあります。

■障がいのある人の就労を支える

障がいのある人が、地域の中でいきいきと生活できる社会を実現するための支援の一つに就労支援があります。

障がいのある人の就職率は年々増加していますが、それでも就職希望者の半数以上が職に就けていません。

市では、障がいのある人が今まで以上に働ける社会になるように、さまざまな取り組みを行っています。

■就労支援

障がいのある人の就労を支援するために、「就労移行支援」や「就労継続支援（A型・B型）」などの障がい福祉サービスを行っています。

【就労移行支援】

一般企業などで働くことを希望する人に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。

【就労継続支援（A型・B型）】

一般企業などで働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。

雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があり、福祉的就労と呼ばれています。

【市内の就労継続支援施設】

下表のとおり。※の事業所は、就労移行支援も行っています。

■チャレンジド・ショップ

障がいのある人の福祉的就労や社会参加、自立支援を促すことを目的に、気仙管内で活動している社会福祉法人、NPO法人などに対して、市役所本庁舎入口前での物品や食品などの販売を募集し、今年度は4つの事業所が利用しています。

就労継続支援事業所などを利用している人がお菓子や野菜を作り、販売も暑さや寒さに負けず頑張っています。

■就職相談会

障がいのある人と企業の人事担当者との面接および情報交換などを通じて、障がい者の雇用促進を図るため、「気仙地区障がい者就職相談会」を大船渡公共職業安定所と共催で行っています。



朋友館による市役所でのパン販売の様子

区分	事業所名	住所	事業内容
A型	ボプラ※	大船渡町字笹崎57-11	ホームページ作成など
	朋友館※	立根町字下欠125-14	クリーニング、ドン菓子・パンの製造販売、受託作業など
B型	慈愛福祉学園	立根町字下欠125-14	清掃、野菜の栽培、Tシャツなどのプリント製造販売など
	星雲工房	立根町字下欠125-17	部品組み立て、製菓、喫茶「夢茶房」(サン・リア1階)など
	ゆうき社	赤崎町字諏訪前3-2	製菓・漬物製造販売、リサイクルショップ、野菜栽培など
	@かたつむり	猪川町字中井沢97-1	トマさんソース缶詰製造・販売、キッチンカーでの提供など
	エクセルシオール	大船渡町字笹崎13-10	ラベンダー畑管理、ピーマン栽培など

■福祉のまちを目指すための計画

昨年度、市では、障がい者の生活全般に係る幅広い分野の施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第3次大船渡市障がい者福祉計画」を策定し、

- ①障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- ③障がいを理由とする差別的解消
- ④当事者本位の総合的支援
- ⑤障がい特性等に配慮した支援
- ⑥「地域共生社会」

の視点から計画の取り組みを進めています。

また、障がい者福祉計画などの福祉に関する分野の上位計画として、「地域共生社会」の考え方に基づいた「第2期大船渡市地域福祉計画」を策定し、福祉に関する各種取組を推進しています。

「地域共生社会」とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の

多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」につながり、一人ひとりが、地域とのつながりの中で、生きがいをもって暮らせる社会です。

第2期地域福祉計画では、目標ごとに市民一人ひとりや家族で取り組む「自助」、近隣の住民や地域自治会、福祉関係団体などが協働して取り組むべき「互助・共助」、行政として取り組むべき「公助」の3つに区分し、それぞれの役割ごとに取組内容を掲載しています。

「地域共生社会」では、市民一人ひとりの「自助」の取り組みも大切です。小さな事でもできることから取り組みをお願いします。

【「自助」の例】

- ・ 隣近所や地域において、あいさつや声がけを進んで行いましょう。
- ・ 地域の中で困っている人を見かけたら、声をかけましょう。
- ・ 地域の行事やイベント、地域サロンなどに積極的に参加しましょう。



インフルエンザを予防しましょう

▽問い合わせ先Ⅱ健康推進課（☎21581）

インフルエンザは例年12～3月ごろに流行します。インフルエンザにかからないよう、積極的に予防に努めましょう。

インフルエンザに

かからないために

インフルエンザを予防する有効な方法としては、次のことが挙げられます。

- ①流行前のワクチン接種
- ②せきエチケットを守る
- ③外出後は手洗いをする
- ④適度な湿度を保つ
- ⑤十分な休養とバランスの取れた栄養を取る
- ⑥人混みや繁華街への外出を控える

せきエチケットとは…

- ①せきやくしゃみが出るときは、できるだけ不織布マスクをする
- ②とっさのせきやくしゃみの際にマスクがない場合は、ティッシュペーパーや手などで口と鼻を覆い、顔を他の人に向けない
- ③鼻水、痰などを含んだティッシュペーパーはすぐにごみ箱に捨て、手のひらでせきやくしゃみを止めたときはすぐに手を洗う